

資料 1 資料 3

資料 3 WES 9801:2025 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）の技術評価書(案)に対する設備技術規格評価委員の意見聴取結果

No.	対象箇所	意見の内容	委員	意見への対応	技術評価書(案)の修正有無																
1	別添13 WES 9801:2025 附属書A A.6.2 安全装置	C) 目視検査の周期は・・・。検査周期に安全装置の作動に「影響がありそうな汚れ」とはどのような状態を示すのか。KHKS 0850-3:2017 6.2 安全装置では「外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常のこと」と記載がありますが、前述又は9802:2025 A.2.6.6 圧力逃がし装置（表A.8）のように分かり易い記載は如何でしょうか。	渡 委員	<p>(申請団体からの回答) 原案の通りとします。a)が目視検査に係る記載で、c)とd)はb)作動試験および破裂板の取替（以下作動試験という）周期の詳細を規定したもので、安全装置の誤作動・不作動は作動部の汚れや腐食により発生するため、作動試験周期を過去の実績等からc)またはd)と設定したとしても、その後の作動試験や運転中の不具合等で安全装置の作動に影響のある汚れや腐食が確認された場合は、作動試験の周期を適切に見直すという趣旨です。</p> <p>~ WES 9801:2025 A.6.2 安全装置(抜粋) ~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A.6.2 安全装置</p> <p>高圧ガス設備の安全装置に係る検査は、次の a)及びb)による。</p> <p>a) 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視にて確認する。</p> <p>b) バルブ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動試験を行う。破裂板については作動試験ができないため取替を行う。</p> <p>作動試験及び破裂板の取替周期は、次の c)又はd)のいずれかによる。なお、検査周期内に安全装置の作動に影響がありそうな汚れが確認された場合は、汚れが問題とならない期間に検査周期の見直しを行う。</p> <p>c) 一般的なプロセス運転下の場合は4年</p> <p>d) 実績により汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている運転下の場合は8年</p> </div>	無																
2	別添13 WES 9802:2025 8.1.3 ガス漏れ検知	表2-ガス漏れ検知用赤外線カメラの性能基準 項目「検知（可視化）条件」内の温度について。 WES 9802:2025では“5°C以下”、WES 9802:2024では“5°C以上”どちらが正しいのですか。	渡 委員	<p>(申請団体からの回答) 原案の通りとします。2024年度版の“5°C以上”が誤りであり、2025年度版で“5°C以下”に見直しをしました。</p> <p>~ WES 9802:2025 8.1.3 表2(抜粋) ~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表2-ガス漏れ検知用赤外線カメラの性能基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検知対象ガス</td> <td>メタン、プロパン、ブタンなどの供給水素系ガス</td> </tr> <tr> <td>漏えい検知（可視化）下限</td> <td>メタンガス（体積分率99%以上）については、17 g/h の漏えいを検知（可視化）できなければなりません。 さらに、次のいずれか一つのガスの漏えいを確認できなければなりません。 — プロパンガス（体積分率99%以上）18 g/h の漏えい — ブタガス（体積分率99%以上）50 g/h の漏えい</td> </tr> <tr> <td>検知（可視化）条件</td> <td>ガス温度（気温）と背景温度との差が5°C以上、かつ、風速1 m/s 以下の測定環境条件において、2 m 以上離れた場所から検知（可視化）できなければなりません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>~ WES 9802:2024 8.1.3 表2(抜粋) ~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表2-ガス漏れ検知用赤外線カメラの性能基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検知対象ガス</td> <td>メタン、プロパン、ブタンなどの供給水素系ガス</td> </tr> <tr> <td>漏えい検知（可視化）下限</td> <td>メタンガス（体積分率99%以上）については、17 g/h の漏えいを検知（可視化）できなければなりません。 さらに、次のいずれか一つのガスの漏えいを確認できなければなりません。 — プロパンガス（体積分率99%以上）18 g/h の漏えい — ブタガス（体積分率99%以上）50 g/h の漏えい</td> </tr> <tr> <td>検知（可視化）条件</td> <td>ガス温度（気温）と背景温度との差が5°C以上、かつ、風速1 m/s 以下の測定環境条件において、2 m 以上離れた場所から検知（可視化）できなければなりません。</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	項目	性能基準	検知対象ガス	メタン、プロパン、ブタンなどの供給水素系ガス	漏えい検知（可視化）下限	メタンガス（体積分率99%以上）については、17 g/h の漏えいを検知（可視化）できなければなりません。 さらに、次のいずれか一つのガスの漏えいを確認できなければなりません。 — プロパンガス（体積分率99%以上）18 g/h の漏えい — ブタガス（体積分率99%以上）50 g/h の漏えい	検知（可視化）条件	ガス温度（気温）と背景温度との差が5°C以上、かつ、風速1 m/s 以下の測定環境条件において、2 m 以上離れた場所から検知（可視化）できなければなりません。	項目	性能基準	検知対象ガス	メタン、プロパン、ブタンなどの供給水素系ガス	漏えい検知（可視化）下限	メタンガス（体積分率99%以上）については、17 g/h の漏えいを検知（可視化）できなければなりません。 さらに、次のいずれか一つのガスの漏えいを確認できなければなりません。 — プロパンガス（体積分率99%以上）18 g/h の漏えい — ブタガス（体積分率99%以上）50 g/h の漏えい	検知（可視化）条件	ガス温度（気温）と背景温度との差が5°C以上、かつ、風速1 m/s 以下の測定環境条件において、2 m 以上離れた場所から検知（可視化）できなければなりません。	無
項目	性能基準																				
検知対象ガス	メタン、プロパン、ブタンなどの供給水素系ガス																				
漏えい検知（可視化）下限	メタンガス（体積分率99%以上）については、17 g/h の漏えいを検知（可視化）できなければなりません。 さらに、次のいずれか一つのガスの漏えいを確認できなければなりません。 — プロパンガス（体積分率99%以上）18 g/h の漏えい — ブタガス（体積分率99%以上）50 g/h の漏えい																				
検知（可視化）条件	ガス温度（気温）と背景温度との差が5°C以上、かつ、風速1 m/s 以下の測定環境条件において、2 m 以上離れた場所から検知（可視化）できなければなりません。																				
項目	性能基準																				
検知対象ガス	メタン、プロパン、ブタンなどの供給水素系ガス																				
漏えい検知（可視化）下限	メタンガス（体積分率99%以上）については、17 g/h の漏えいを検知（可視化）できなければなりません。 さらに、次のいずれか一つのガスの漏えいを確認できなければなりません。 — プロパンガス（体積分率99%以上）18 g/h の漏えい — ブタガス（体積分率99%以上）50 g/h の漏えい																				
検知（可視化）条件	ガス温度（気温）と背景温度との差が5°C以上、かつ、風速1 m/s 以下の測定環境条件において、2 m 以上離れた場所から検知（可視化）できなければなりません。																				
3	附属書1 項目4	「規格を踏まえた追補事項/補足事項を規定した規格体系になっており」と書かれている、資料4-3のP165（別添4資料⑥）WES 9802:2024の解説「審議中に特に問題となった事項」のa)に「この規格の規定は補足事項および例外事項を中心に構成した」と書かれているので、上記の文章にも「例外事項」と追加した方が良いのでは、	菅田委員長	<p>以下のとおり附属書1を修正します。また、「国内高圧ガス法」の呼称についても、別添7の記載を踏まえ修正します。</p> <p>(修正前) …API/ASME 規格を母体とし、これに対する国内高圧ガス法やJIS 規格等を踏まえた追補事項/補足事項を規定した規格体系になっており、…。</p> <p>(修正後) …API/ASME 規格を母体とし、これに対する高圧ガス保安法等の関係法令やJIS 規格等を踏まえた補足事項や例外事項を規定した規格体系になっており、…。</p>	有																
4	附属書1 項目2	文章中に空白が何カ所ある。	菅田委員長	<p>文章中の空白（以下記載の下線部4箇所）を削除します。</p> <p>【別添1_0_圧力設備サステナブル保安部会規格原案作成委員会規則 第3条4、5項】に記載「各カテゴリに所属する委員数は、各々のカテゴリにおいて最大でも全委員数の1/3_を超えてはならないものとする。」と明記、統いて同6項には「上記に開わらず委員の選任にあたっては、_当該カテゴリの専門知識において広く認められた学識_経験者または技術者_を第一とし、特定の利害を持つ個人または団体等が支配的でないよう配慮しなければならない。またいかなる団体への帰属も前提としない。」と明記し委員の委嘱をしており、実際の委員の選定にも名簿の通りに偏りは見られない。従って要件を満たしている。</p>	有																
5	別添13 WES 9801:2025	規程では「WES 9802:2024」表記されている箇所があるが、WES 9802:2025に改定されているのではないか	菅田委員長	<p>(申請団体からの回答) 原案の通りとします。解説を2部構成としており、2025年度版の主な改正点を「3 主な改正点」、2024年度版（初版）制定時の解説を「4 その他解説事項」に記載しており、WES 9802:2024は後者での記載であり問題ありません。</p>	無																
6	技術評価の要件 2 (別添3)	確認内容欄に引用している別添3において、別添3の表紙の年月日が空欄です。今回は第2版に対しての確認と思いまして、初版作成時期から見直していることがわかるようにすることと、キーとなる資料は、日付や出所が明確なほうが、規格作成の過程のチェックとして相応しいと思います。 (表紙には、第1回技術規格評価委員会とあるが、これは設備技術規格評価委員会と同じ委員会を指すのであれば、最終的に2025年9月3日が入力されるのでしょうか。)	木下委員	<p>別添3の表紙における年月日の未記載と委員会名称の誤記につきましては、別添3の内容自体には申請された民間規格の内容との間に齟齬が無いものと判断し、申請団体に修正を求めていませんでした。 今般、改めて申請団体に確認したところ、第5回 設備技術規格評価委員会にて別添3を用いて改正内容の概要を説明したいので、表紙に年月日を記載し、委員会名称を修正した資料と差し替えるとの申し出がありました。</p>	有																
7	技術評価の要件 2 (別添3)	確認内容欄に引用している別添3 18ページの初版の技術規格評価委員会は、設備技術規格評価委員会とするのが良いと思います。	木下委員	申請団体より、No. 6の回答と併せて修正した資料と差し替えるとの申し出がありました。	有																
8	技術評価の要件 2 (別添3)	確認内容欄に引用している別添3 18ページに"正誤表を規格へ反映"と記載されていますが、WES 9801（2025年版）の部分（何ページ）に正誤表が反映されているのでしょうか。	木下委員	<p>別添3に記載されている訂正票^(*)の内容がWES 9801:2025に反映されているのは、以下の3箇所の下線部となります。</p> <p>1箇所目（別添3 ページ11）：箇条6 表1 第9条第6号、第10条第1号（耐圧性能及び強度） A7.1.4 耐圧性能及び強度 2箇所目（別添3 ページ14）：A4.3.3.2(C) 非破壊検査箇所は、使用環境、目視検査、過去の検査結果などをもとに選定する。 3箇所目（別添3 ページ29）：解説4.2.7.2(b) 2) API規格に基づき、検査の実施者について資格要件を規定した。また、目視検査など、公的資格制度（JIS Z 2305）のない検査の実施者も含め、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者として資格要件を定め、検査の施工品質を確保することを規定した。</p> <p>^(*)申請団体より別添3の当該ページの正誤表は誤字につき、訂正票へ修正したものに差し替えたとの申し出がありました。 参考) WES 9801:2024の技術評価書の審議における委員のコメント（上記2箇所の修正）を反映するため正誤表を発行する予定としていましたが、全体評価書の審議における委員のコメントを追加で反映するとともに、申請団体の申し出により正誤表から訂正票に名称を修正のうえ正式に発行されています。</p>	有																
9	技術評価の要件 2と3	確認内容欄に引用している別添6-2の資料名称が異なります。（揃えるのが良いのでは） 確認内容欄に引用している別添6-2は、WES 9801（2025年7月1日改正）とKHKSを比較しているとの理解ですので、2025年7月版との比較であることがわかるようなタイトルにしてはどうでしょうか。	木下委員	技術評価書の2.項と3.項に記載している別添6-1、6-2、13および14の資料名称は、申請団体から提出された添付資料5の申請対象となる民間規格を含む詳細説明資料に記載されている資料名称に整合させるべきであり、また、これら資料名称にあるWES 9801がWES 9801:2025を指していることは資料内容から明白であるため、技術評価の要件 3.項に記載していたWES 9801:2025はWES 9801へ統一します。	有																
10	附属書1の項目6	評価欄に別添16とあるが、別添10の誤り（誤字）では。	木下委員	誤字であるため、別添16を別添10へ修正します。	有																